

改正後	改正前
<p data-bbox="459 181 768 252">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p data-bbox="114 301 271 331">1～6 (略)</p> <p data-bbox="114 400 416 430">7 建設発生土の搬出先等</p> <p data-bbox="129 443 1120 730">〔注〕 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。<u>なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</u></p> <p data-bbox="125 786 170 817">(略)</p>	<p data-bbox="1494 181 1803 252">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p data-bbox="1149 301 1305 331">1～6 (略)</p> <p data-bbox="1149 400 1451 430">7 建設発生土の搬出先等</p> <p data-bbox="1164 443 2154 560">〔注〕 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。</p> <p data-bbox="1160 786 1205 817">(略)</p>